

会津若松市長 様

平成29年3月7日

福島県退職女性教職員あけぼの会北会支部

会長 長谷川 恵子



## 男女共同参画社会づくり推進活動事業成果報告書

- I. 事業名 : 3. 8国際女性デー福島県集会への参加  
II. 日時 : 2017年3月5日(日) 13:30~15:30  
III. 場所 : ラコパふくしま 5階 会議室

福島市仲間町4-8 TEL 024-522-6101

- IV. 参加者 : 3名 (あけぼの会北会支部から)

### V. 概要 :

#### プログラム

- (1) 開会
- (2) 実行委員長あいさつ
- (3) メッセージ披露
- (4) 講演 「すべての世代に広がる格差と貧困」

～奨学金問題から見えること～

講師：花井 圭子さん、、、( 労働者福祉中央協議会 事務局長 )

”プロフィール” 小高町出身、日本労働組合総連合会・総合政策局長として活躍され2015年12月より現職。現在奨学金問題の改善・生活困窮者自立支援制度の構築等に精力的に取り組んでおられる。

#### ○講演概要

- ① あらゆる世代・層に拡大する格差・貧困を考える  
現在、経済も雇用も回復傾向にあるといわれている。しかし、一方でグローバル経済、市場万能主義の横行、競争激化、労働分野の規制緩和によって、あらゆる世代・層で格差・貧困は拡大し、「貧困の連鎖」が生じている。
- ② 世界の男女平等運動と国内の動向(1965年～1995年)  
国際的な男女平等運動について国連の動きを中心に学ぶ
- ③ 男女雇用機会均等法制定の背景、意義と課題  
・なぜ、均等法は成立したのか

- ・男女雇用平等法を求めたが、均等法として制定
- ・平等と保護の問題
- ・当時の経済界の反論
- ・雇用における男女差別と低賃金がもたらすもの

④ 均等法制定運動を通じた成果と課題（運動の中から）

○成果 ・均等法成立前と後では女性労働運動の質的変換が見られた。

母性保護運動→男女平等運動へ

- ・国際婦人年連絡会との連携強化。政党支持はその違いを超えて男女雇用平等法制定で一致。
- ・多くの女性研究者たちが、学習会、シンポジウムを開催。研究者、市民活動家と連携すると共に勉強した。

○今後の課題 ・30年以上前に雇用に置ける男女平等を掲げたことは、日本において先進的で有り、大きな一歩であったが、30年以上も経過した今日その法律が生かされているかという点である。

- ・男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の制定・改正など男女が共に働き続けられる環境は整備されつつあるが、なぜ雇用における男女差別、賃金格差・差別は解消しないのか検証する必要がある。

⑤ これからの労働組合の課題と社会的役割

- ・労働組合の社会的役割を考える・
- ・均等法を職場で活用し定着させ、棄の男女雇用平等法へすること。

⑥ 中労働者福祉中央協議会について

- ・中央福協とはどのような組織か
- ・めざすべき社会像 …連帯・共同で創る安心・共生の福祉社会
- ・2017年の主な取り組みの柱

○奨学金問題の改善、大学授業料の引き下げ、教育費の負担軽減

○生活・就労支援 ○労働者自主福祉運動の推進 など

VI、集会アピール採択・・・男女が平等に生きられる社会を目指し、みんなで声を上げ参画し、行動していこう。というアピール文を採択して終わった。

VII、感想・成果：子ども・若者・高齢者のみならず女性や中高年等のあらゆる世代や層に、格差や貧困が拡大している実態を詳細なデータに基づいた説明によって知ることが出来ました。また、男女雇用機会均等法制定に至る社会的背景と、取り組みの歴史的課程や意義について学ぶことが出来ました。

ご協力いただき、参加させていただく事が出来誠に有り難うございました。